



® 平成 29 年 1 月 11 日 (水)
No. 14359 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆2016年のアセアン知財事情

～2016年のアセアン知財の進展を振り返る～ … (1)

2016年のアセアン知財事情

～2016年のアセアン知財の進展を振り返る～

日本貿易振興機構 (JETRO) バンコク事務所

知財専門家 澤井 容子

知的財産部長 高田 元樹

1. はじめに

2015年末にアセアン経済共同体が発足したが、これはアセアン諸国にとってのゴールではなく一つの通過点であって、2016年以降も、アセアン諸国は様々な課題の解決に向けた取り組みを推進している。

知財の面においても、アセアン諸国は、2015年末までのアセアン知的財産行動計画2011-2015に基づく課題や、国内における個別の知財に関する課題に積極的に取り組んだ結果、2016年は、多くの国が条約加盟や法改正を果たし、また、新たな日本との二国間協力や枠組みが生まれる等様々な動きあった一年であった。



知的財産ビジネス支援の専門職集団
特許業務法人
太陽国際特許事務所

所長・弁理士・博士 (工学) 中島 淳

【機械建築担当弁理士】
福田 浩志 (副所長)
清武 史郎*
堀江 英博*
坂手 千鶴*
針間 一成*
永田 淳一*
高橋 尚浩*
河野 元浩*
内田 英明*
中村 和敬*
江口 優子*
御橋 敏範*
上野 正博*
片倉 孝治

加藤 雅嗣
大塚 映美
横山 達也
佐伯 秀行
石田 理明
竹山 宏規
三島 広洋
長谷川 洋道
黒田 智英
北口 勝
土屋 勝
【電気電子担当弁理士】
加藤 和詳 (副所長)
百瀬 尚幸*
美濃 好美*

佐久間 顕治*
小早川 千佳子
山口 真紀*
大古 奈奈*
宮本 治彦
大松 崎明
木村 直樹*
畠山 明和
田中 幸幸
益子 宏明
雄治郎
庵 庄一

【化学材料担当弁理士】
西元 勝一
上條 由紀子*
下田 津子*
小林 美貴*
小設 修一
西山 崇
早瀬 貴介*
長野 みか*
前嶋 恒夫*
有村 昌大
近藤 和貴
前田 知美
小杉 達也
野口 恭弘

【バイオ医薬担当弁理士】
山極 美穂
渡邊 裕子*
中川 彰子
村尾 招子
桐内 優子
宮澤 優奈
長崎 さえ
森高 知愛
高橋 正
【商標意匠担当弁理士】
関島 昌子*
樋熊 美智子*
高橋 史保子*
野崎 彩子
羽鳥 慎也

【米国特許弁護士】
シェルドン・モス
チャド・ヘリング
【中国弁理士】
董 昭
崔 成哲
【韓国弁理士】
金 駿河
【弁護士】
中野 浩和

*特定侵害訴訟代理業務付記

東京本部：〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
USオフィス：米国バージニア州

本稿では、2016年にアセアン諸国で行われた知財法に係る法改正の概要や新たな条約加盟の状況を紹介すると共に、2016年に相次いだ日本国特許庁(JPO)とアセアン諸国との間の新たな二国間協力や枠組みの開始等についても概要を簡単に紹介する。なお、本稿は11月30日執筆時点での状況について記載している点、ご注意いただきたい。

本稿は筆者個人の資格で執筆したものであり、ジェトロとして公式見解等を述べたものではない。また、記載内容には十分注意しているものの、完全に正確な内容であることは保証できない。

2. 2016年のアセアン知財の進展

I アセアン諸国における知財にかかる法令改正について

(1) タイにおける改正商標法の施行

(表1)

項目	新法	旧法	備考
国内出願	保護範囲を音商標に拡張	音商標の保護なし	登録要件： ・指定商品・役務について直接的に記述的でないもの ・指定商品・役務の自然音ではないもの ・指定商品・役務の機能から生じる音ではないもの
立体・三次元商標の識別性	国際基準の適用により考慮される	特段の審査基準なし	登録要件： ・製品自体の性質による形状ではないもの ・技術的結果を得るために必要は形状ではないもの ・製品の実質的価値を加える形状ではないもの
多区分出願	多区分出願制の導入	1出願1区分	出願費用(オフィシャルフィー)は指定商品役務の数による。
オフィスアクション(OA)への応答期限、及び異議申立期間	応答期限： OA受領後60日以内 異議申立期間： 公開後60日以内	応答期限： OA受領後90日以内 異議申立期間： 公開後90日以内	いずれも期限延長は認められない。
連合商標	廃止(旧法に基づき登録済みの連合商標についても趣旨的に廃止の対象となる。)	同一人による同一又は類似商標は連合商標として登録する必要があり、分離移転は認められない。	区分単位での分離的権利譲渡・移転が認められる。

2016年7月28日、タイ知的財産局(DIP)は、改正商標法が同日より施行される旨を同局ウェブサイトで公表した。公表された改正商標法の主な内容は下記表1の通り。

なお、改正商標法は施行されたものの、これを実施するための規則がまだ制定されておらず、現時点では例えば音商標出願に係る具体的な手続・実務も公表されていない。また、同国では、2016年中のマドリッド協定議定書の発効を目指していたが、まだ加入書のWIPOへの寄託が行われていない状況であり、2017年の早い段階での加盟が期待される。

(2) タイにおける特許法改正案の策定

タイにおける特許法に関しては、まだ改正「案」がタイ知的財産局(DIP)内で検討されている段階ではあるが、日系企業の関心の高い改正法案が検討されているのでご紹介したい。